

平成17年第3回  
美唄市議会定例会会議録  
平成17年9月30日（金曜日）  
午前10時15分 開議

---

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

1 議案第49号 美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件（総務）

2 議案第50号 美唄市水防協議会条例及び美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務）

3 議案第51号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務）

4 議案第54号 美唄市ふれあいセンター条例の一部改正の件（民生）

5 議案第55号 美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件（民生）

6 議案第52号 契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）（契約締結に関する審査特別）

7 議案第53号 契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場埋立前処理施設建設工事）（契約締結に関する審査特別）

8 議案第56号 契約締結の件（美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）1工区）（契約締結に関する審査特別）

9 議案第57号 契約締結の件（美唄市

改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）2工区）（契約締結に関する審査特別）

10 議案第58号 美唄市行政手続条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

11 議案第59号 アルテピアッツァ美唄設置条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

12 議案第60号 美唄市営温水プール条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

13 議案第61号 美唄市共同浴場設置条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

14 議案第62号 美唄市火葬場条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

15 議案第63号 美唄市ごみ処理センター設置条例の全部改正の件（指定管理者制度審査特別）

16 議案第64号 美唄市立し尿処理場設置条例の全部改正の件（指定管理者制度審査特別）

17 議案第65号 美唄市立生活館条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

18 議案第66号 美唄市地域福祉会館条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

19 議案第67号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（指定管理者制度審査特別）

20 議案第68号 美唄市東地区生活支援

- |    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
|    | センター条例の一部改正の件（指定<br>管理者制度審査特別）                     |     | 審査特別）   |
| 21 | 議案第69号 ピパオイの里プラザ条<br>例の一部改正の件（指定管理者制度<br>審査特別）     | 第3  | 認定第1号 平成16年度美唄市一<br>般会計決算認定の件                     |
| 22 | 議案第70号 美唄市交流拠点施設条<br>例の一部改正の件（指定管理者制度<br>審査特別）     | 第4  | 認定第2号 平成16年度美唄市民<br>バス会計決算認定の件                    |
| 23 | 議案第71号 美唄市営農改善センタ<br>ー設置条例の一部改正の件（指定管<br>理者制度審査特別） | 第5  | 認定第3号 平成16年度美唄市国<br>民健康保険会計決算認定の件                 |
| 24 | 議案第72号 美唄市米穀乾燥調製処<br>理施設条例の一部改正の件（指定管<br>理者制度審査特別） | 第6  | 認定第4号 平成16年度美唄市老<br>人保健会計決算認定の件                   |
| 25 | 議案第73号 美唄市小麦集出荷調製<br>施設条例の一部改正の件（指定管理<br>者制度審査特別）  | 第7  | 認定第5号 平成16年度美唄市下<br>水道会計決算認定の件                    |
| 26 | 議案第74号 美唄市立婦人ホーム管<br>理条例の全部改正の件（指定管理者<br>制度審査特別）   | 第8  | 認定第6号 平成16年度美唄市土<br>地区画整理事業会計決算認定の件               |
| 27 | 議案第75号 美唄市都市公園条例の<br>一部改正の件（指定管理者制度審査<br>特別）       | 第9  | 認定第7号 平成16年度美唄市介<br>護保険会計決算認定の件                   |
| 28 | 議案第76号 平成17年度美唄市一般<br>会計補正予算（第3号）（予算審査<br>特別）      | 第10 | 認定第8号 平成16年度美唄市介<br>護サービス事業会計決算認定の件               |
| 29 | 議案第77号 平成17年度美唄市国民<br>健康保険会計補正予算（第1号）<br>（予算審査特別）  | 第11 | 認定第9号 平成16年度市立美唄<br>病院事業会計決算認定の件                  |
| 30 | 議案第78号 平成17年度美唄市老人<br>保健会計補正予算（第2号）（予算<br>審査特別）    | 第12 | 認定第10号 平成16年度美唄市水<br>道事業会計決算認定の件                  |
| 31 | 議案第79号 平成17年度美唄市介護<br>保険会計補正予算（第2号）（予算             | 第13 | 認定第11号 平成16年度美唄市工<br>業用水道事業会計決算認定の件               |
|    |  | 第14 | 意見書案第16号 17年産米の需給適正<br>化等に関する要望意見書                |
|    |  | 第15 | 意見書案第17号 畑作政策確立・畑作物<br>価格決定等に関する要望意見書             |
|    |  | 第16 | 意見書案第18号 緊急に万全のアスベス<br>ト対策の実施を求める意見書              |
|    |  | 第17 | 意見書案第19号 地方交付税の総額確保<br>と財源保障・調整機能の充実強化を<br>求める意見書 |
|    |  | 第18 | 意見書案第20号 新しい「高齢者医療制<br>度」の創設をおこなわないよう求め           |

る意見書

- 第19 意見書案第21号 お年よりの安心を奪う  
銀行の保険販売に対する規制強化を  
求める意見書
- 第20 意見書案第22号 自治体病院の医師確保  
対策を求める意見書
- 第21 意見書案第23号 まちづくり三法の見直  
しに関する意見書
- 第22 意見書案第24号 がん対策の推進強化を  
求める意見書

◎出席議員（21名）

議長 長岡正勝君  
副議長 吉田栄君  
1番 吉岡文子君  
2番 広島雄偉君  
3番 五十嵐聡君  
4番 白木優志君  
5番 小関勝教君  
7番 土井敏興君  
8番 谷内八重子君  
9番 長谷川吉春君  
10番 米田良克君  
11番 古関充康君  
12番 矢部正義君  
13番 谷村孝一君  
14番 川本政芳君  
15番 内馬場克康君  
16番 本郷幸治君  
18番 紫藤政則君  
19番 荘司光雄君  
20番 林国夫君  
21番 中西勇夫君

◎欠席議員（1名）

6番 福庄計夫君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君  
助役 佐藤昭雄君  
総務部長 板東知文君  
市民部長 三谷純一君  
保健福祉部長兼福祉事務所長  
安田昌彰君  
経済部長 酒巻進君  
建設部長 藤井雄一君  
水道部長 加藤誠君  
市立美唄病院事務局長  
吉田譲君  
消防長 佐藤賢治君  
総務部総務課長 市川厚記君  
総務部総務課総務係長 阿部良雄君  
教育委員会委員長 阿部稔君  
教育委員会教育長 村上忠雄君  
教育委員会教育部長 天野修二君  
選挙管理委員会委員長  
熊野宗男君  
選挙管理委員会事務局長  
大道良裕君  
農業委員会会長 佐藤博道君  
農業委員会事務局長 秋場勝義君  
監査委員 川村英昭君  
監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君  
次長 和田友子君  
総務係長 濱砂邦昭君

---

午前10時15分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

---

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

14番 川本政芳議員

15番 内馬場克康議員

を指名いたします。

---

●議長長岡正勝君 次に、日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第49号美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし順序31、議案第79号平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）の以上31件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第49号ないし議案第51号の以上3件について、谷村総務委員長。

●総務委員会委員長谷村孝一議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第49号美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件、議案第50号美唄市水防協議会条例及び美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件及び議案第51号美唄市火災予防条例の一部改正の件の

以上3件について、総務委員会の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月22日、委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第49号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

現時点での灯油単価、前年の支給実績と比べてどれだけの減収になるのかとの質疑に対して、昨年より20円以上の増加があり、70円程度となり、3名以上の扶養の世帯主で4万円、2名以下の扶養の世帯主で4万円、準世帯主で4万円、その他で3万2,400円、それぞれ前年支給総額から落ちる、激変緩和措置として、平成17年から20年まで、平成17年度は年間4万円減、平成18年は年間3万円の減、平成19年は年間2万円の減、平成20年、国と同じ金額になる。10月に一括支給としていたが、改正後は11月から3月までの5回に分けて給料日に支給される。

次に、寒冷地手当は、冬に向かって支度をしなさいという分と燃料手当の分から成っているものと思うが、灯油単価は幾らで積算しているのかとの質疑に対し、地方自治法では寒冷積雪の厳しい地域に住む職員に対して冬期間の燃料費、除雪費、家屋修繕費の一時期に増嵩する生計費を補てんする部分と言われている。これまでは、実勢に合わせた中で積算されてきたが、国が示した金額との部分に幾ら反映されているかという部分については、把握をしていない。総額ベースで国に準じた形で合わせる。組合と協議しながら段階的に減額していこうとするものであります。

次に、議案第50号の主なものを申し上げます。

今回の改正で何がどう変わるのかとの質疑に対し、答弁として法律が改正されている条文がふえている、市の条例が法律の何条に基づき設置する水防協議会だとか、そういう部分で法律の条項が移動することから、それを受けて美唄市の条例の条項を変更するものである。

次に、条例改正によって暮らしがどう変わるのかとの質疑に対し、引用条項が変わるだけであって、条例等の改正がないので、市民への影響はないものと考えているとの答弁であります。

結果といたしまして、議案第49号及び議案第50号の以上2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第51号については、さらに検討を要するので、継続審査と併せて閉会中もなお審査の議決を求めることと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第54号及び議案第55号の以上2件について、矢部民生委員長。

●民生委員会委員長矢部正義議員（登壇）  
ただいま議題となりました議案第54号美唄市ふれあいセンター条例の一部改正の件及び議案第55号美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件の以上2件について、民生委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月22日、委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

認知症という言葉に変わった経緯についての質疑に対し、さきに厚生労働省に設置された「痴呆」に替わる用語に関する検討会において、平成16年12月24日に痴呆という用語は屈辱的な表現である上に、痴呆の実態を正確にあらわしておらず、早期発見、早期診断の取り組みの必要となっていることから、できるだけ速やかに変更すべきであると報告され、厚生労働省では痴呆にかわる用語として認知症を昨年12月24日付で行政用語としては認知症を用いるという通知をされたとの答弁。

10月1日から料金改定が行われ、入所されている方、また家族への説明の中で個人負担が多くなることについての支障はとの質疑に対し、入所している大部分は、第1段階から第3段階の方で、第1段階はほぼ同額、第2段階は少し下がる、第3段階は少し上がるが、社会福祉法人などの軽減利用制度を活用し、より一層軽減されることで支障はないと考えられるとの答弁。

第1段階から第3段階まで、それぞれ該当する方は何名いるかとの質疑に対し、最終的な受けは決まっていないが、第1段階が6名程度、第2段階が47名程度、第3段階2名程度での押さえであるとの答弁。

軽減される部分を具体的にとの質疑に対し、月額では現在第2段階の方で1割負担の部分が2万4,600円、食費の部分が1万5,000円、合計3万9,600円となっており、改正後の1割負担の部分が1万5,000円、居住費の部分が9,

600円、食費が1万1,700円になり、差額差引き3,300円が軽減され、このほかに法人等の軽減制度を活用し、さらに減額となる。

現行の2階層から3階層になった理由及び第2段階で80万円以下の所得の世帯と、現行の生活保護世帯の所得がどの程度違うかとの質疑に対し、制度発足以来第2段階層については、収入ゼロの方から266万円まで、金額の幅が大きく、制度運用上の矛盾が生じている。80万円の基準は、老齢基礎年金で40年加入した方、障害基礎年金の2級部分ということで説明されている。生活保護基準の算定については、最高額としてはやや不足する分はあるとの答弁。

生活保護以下の所得で生活保護を受けないで頑張っている人たちをいかに救うかという手だてを改善策として検討できるかとの質疑に対し、今回国においても新たな低所得者80万円という区切りにより、新たな低所得者階層を設け、一定の財源措置をするという部分が1点。社会福祉法人などにおいても、その費用について一定の財源負担をするという背景があり、大変厳しい状況の中であるが、市においても一番低い低所得者に対し、費用の2分の1を法人等の制度を活用し、生活の厳しい方について手当てをしていきたいという体制をとったとの答弁がありました。

結果といたしまして議案第54号及び議案第55号の以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第52号ないし

議案第57号の以上4件について、内馬場契約締結に関する審査特別委員長。

●契約締結に関する審査特別委員会委員長内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました議案第52号契約締結の件、議案第53号契約締結の件、議案第56号契約締結の件及び議案第57号契約締結の件の以上4件について、契約締結に関する審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月26日及び9月29日の2日間、委員会を招集して審査いたしました。

次に、議案第52号、議案第53号、議案第56号及び議案第57号の以上4件についての質疑の主な点を申し上げます。

談合情報に対して、議会としても深刻に受けとめ、特別委員会で審議することになった、このことについてどのように認識をしているか、またこの報告を受け、どう対応したかとの質疑に対し、談合情報については残念であり、談合はあってはならないことと認識している。談合情報については、現行制度で対応してきたところであり、担当課から談合情報について逐次報告を受け、その対応を指示してきたところである。特別委員会の設置に感謝しているとの答弁。

仮契約と現行制度に基づき対応したとのことだが、過去の事例があるか、談合の事実が認められなかったとされる根拠は何か、北海道と違う対応をしたのはなぜかとの質疑に対し、過去の事例については平成12年7月の市営温水プール改築主体工事、平成14年12月の銀河通物件予備調査委託について談合情報があり、この2件についても現行基準に従い対

応したこと。北海道と違う対応をしたことについては、北海道と美唄市の基準については公正取引委員会への通報する部分は異なるが、全体で大きな違いはなく、市も事情聴取を行ったが、これ以上の権限がなく、談合があったとは判断できないこと。工事費内訳については、談合情報に関係なく入札の際に求めていること。

市の基準について北海道に照会をしたか、司法判断できる公正取引委員会に通報し、入札執行について判断すべきと考えるが、踏みとどまらずに入札を執行したことについて、また落札率が高値安定の中、予定価格の事前公表の評価はどうなっているかとの質疑に対し、指名停止基準については、北海道の基準を参考とし、昭和52年4月1日に作成、市の基準に示す公正取引委員会の通報規定と適正化法第10条の公正取引委員会の通報について乖離があるかどうか、北海道に照会した結果、北海道は書面または電話等により対象が特定できるものすべてについて公正取引委員会に通報し、入札執行後、公正取引委員会に結果報告することとしていることに対して、美唄市は入札執行後、談合の信憑性を確認の上、公正取引委員会に通報する点が異なるが、乖離はないとの認識を得た。予定価格の事前公表についての評価はいまだ行っていないが、落札率は平成14年以来微減傾向にあるが、今後高どまりが継続されれば、入札契約制度検討委員会で、そのあり方について検討することとなっているとの答弁。

指名審査会のメンバー及び第三者委員の考えはあるかとの質疑に対し、指名審査会のメンバーについて入札監視委員会があるのは承

知しているが、第三者委員について他市での状況を把握していないとの答弁。

今回の入札は、市長公約の一環なのか、岩見沢市の結果がどうか、地元雇用確保の観点から、今回の指名が一定の企業に特定され、幅広い雇用の確保に努めていないのではないかとの質疑に対し、公共工事の確保と安定した雇用の確保のため、必要とされるものを厳選して予算計上した。岩見沢市では、5共同企業体が入札し、クボタと地元企業による共同企業体が1日80立方メートル、7億1,660万円、落札率94.71%で落札した。最終処分場建設工事、改良住宅建替工事とも大規模であり、一定の技術力が必要なことから業者が限定されたとの答弁。

公共工事に対する考え方及び行政責任についてどう考えるかとの質疑に対し、公共工事に対する考え方については、談合情報があった場合、基準に従い対応することとするが、現行対応基準について公正取引委員会の通報のあり方等を含め見直していくとの答弁。

談合防止に向け、電子入札導入についての考え方はあるかとの質疑に対し、本市の談合情報対応基準の見直しの中で検討していくとの答弁。

平成15年、平成16年の発注工事において、B業者の受注割合が少ない、Aに決めたのはなぜか、共同企業体においてもAとBをあわせることはできなかったのかとの質疑に対し、B、Cランク業者の受注機会の拡大については、現在の厳しい経済環境、公共工事の減少といった状況の中で、中小企業の受注機会の確保は重要な課題であることから、今後市内中小企業の健全育成の観点から受注機会の拡

大に努めていくとの答弁。

市長公約において、雇用の確保を掲げているが、今回の工事はA業者に限定し、他の地元業者が参入できないものとなっているが、市長の考え方等についての質疑に対し、当初は全体を1つの工事としていたが、地元企業が参入できるよう2つの工事と搬入道路工事に分割した。その中で、浸出水と埋め立て工事については、特殊な工事であり、A業者としたが、今後の工事において地元業者がより広く参入できるよう配慮していきたいとの答弁。

公共工事の適正な執行を図るために、入札契約にかかる条例をもとに、その中で談合各基準、要綱を定め、あわせて地元業者育成にかかる施策等を考えるべきではないか、談合の事実が判明した場合、どう対応するかとの質疑に対し、公共工事の発注方法、指名基準と各マニュアルについて条例化を含め検討していくこと、契約締結前後において談合事実が判明した場合は、公正取引委員会に通報し、施工中、施工後においては審査会で検討するとの答弁。

基本条例に基づき、規則、要綱を定め、入札の適正化を積極的に行っていくべきと考えるがとの質疑に対し、競争原理の中で地元業者を優先すべきと考える、今後工事の発注など、公共工事の全般について条例化を含め検討していくとの答弁がありました。

次に、総括質疑に入り、以下その内容について申し上げます。

今後の談合対応マニュアルの見直しとして、談合情報どおりの業者が落札した場合、第三者機関が調査を行うなど、そのときの対応も

考えるべきとの質疑に対し、これまでの談合情報に対する対応としましては、談合情報の事実の信憑性を基本に置いて調査しておりますが、今後の談合情報対応マニュアルの見直しに当たりましては、そのような視点も含め検討してまいりたいとの答弁。

これまでのマニュアルでは、公取委への報告はないが、このたびの契約の案件については、事情聴取から仮契約に至るまでの経過など、書類を公取委に提出すべきであるとの質疑に対し、談合情報の対応につきましては、今後公正取引委員会へ相談をしてまいりたいとの答弁。

数多くいる職員からの談合情報などを集約する体制の確立が必要でないかとの質疑に対し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適正な実施を図るため、談合情報を得た場合等、違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取り扱いについて、あらかじめマニュアルを整備し、職員に周知徹底するとともに、これを公表することとしてまいりたいとの答弁。

公務員の検察官、司法警察員など、捜査機関への告発義務があるが、市長の認識について何うとの質疑に対し、公務員の告発義務については、法令の趣旨を踏まえ、遵守してまいりたいとの答弁。

去年の6月までの談合指示していた者が、今回落札している、市としてどう対応するのか、実際に入札業者の数が正しかったのかどうか、これまでの取り扱いと異なり、実績のない業者を指名業者とすることは問題ないのかとの質疑に対し、法令等に基づき、事実を

確認した場合には公正取引委員会への通知など、必要な対応を行ってまいります。また、業者の指名に当たりましては、美唄市一般廃棄物最終処分場建設工事入札取扱要領に基づき、美唄市内に本店または支店等を有し、建設業法における建築工事等の特定建設業の許可を受けている者で、美唄市における建築工事業の入札参加資格がAランクに格付けされているものを条件とし、選定したとの答弁がありました。

結果といたしまして、議案第52号ないし議案第57号の以上4件については、異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第58号ないし議案第75号の以上18件について、古関充康指定管理者制度審査特別委員長。

●指定管理者制度審査特別委員会委員長古関充康議員（登壇） ただいま議題となりました議案第58号美唄市行政手続条例の一部改正の件、議案第59号アルテ ピアッツァ 美唄設置条例の一部改正の件、議案第60号美唄市営温水プール条例の一部改正の件、議案第61号美唄市共同浴場設置条例の一部改正の件、議案第62号美唄市火葬場条例の一部改正の件、議案第63号美唄市ごみ処理センター設置条例の全部改正の件、議案第64号美唄市立し尿処理場設置条例の全部改正の件、議案第65号美唄市立生活館条例の一部改正の件、議案第66号美唄市地域福祉会館条例の一部改正の件、議案第67号美唄市へき地保育所条例の一部改

正の件、議案第68号美唄市東地区生活支援センター条例の一部改正の件、議案第69号ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件、議案第70号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件、議案第71号美唄市営農改善センター設置条例の一部改正の件、議案第72号美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件、議案第73号美唄市小麦集出荷調製施設条例の一部改正の件、議案第74号美唄市立婦人ホーム管理条例の全部改正の件及び議案第75号美唄市都市公園条例の一部改正の件の以上18件について、指定管理者制度審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月27日、委員会を招集して審査いたしました。

次に、質疑と答弁の主なものについて、順次申し上げます。

まず、1として、公募するに当たって、経費をどのように積算してるのか。2として、民間ノウハウを活用する中で、経費の節減をどうするのか。3として、清掃等業者について、指定管理者が決定するのかどうかとの質疑に対して、答弁として、今回導入する施設の大部分について、現管理受託者を非公募で選定することを想定していることから、現在支払っている委託料をもとに、指定管理者の積算基準を検討中であること。現在委託している清掃業務等については、指定管理者の業務の範囲で決定することとの答弁であります。

次に、質疑として、1、導入施設の10件27施設が減少した理由及び現段階で管理経費を積算してない理由は何か。2として、指定管理者選定委員会の役割は何かとの質疑に対し、答弁として、導入整理すべき事項があること

から、選定委員会において導入時期を検討した結果、39施設となったこと。指定管理者への人件費を幾らで積算するか、説明会までに決定したい。確定した経費については、12月までに議会に示すこと。指定管理者選定委員会の役割については、導入施設の決定及び申請にかかわる審査並びに選定に対する事項との答弁。

次に、質疑として、1、具体的な管理費基準を示さないと、説明会に出席した応募者は管理経費を積算できないのではないのか。2、特定業者を非公募する判断基準及び非公募理由の公表。3、導入施設のチェック体制及び大幅な利益を生じた場合の対応。4、公募にかかわる条件設定はあるのかとの質疑に対し、答弁として、現行の委託料を基本とし、また施設に職員が配置されている場合は、相手方と協議した中で、人件費を含め、指定管理者を協議していくこと、その積算基準については、10月の説明会までにまとめること。特定業者を非公募する判断基準については、手続条例第5条1項の規定に基づき決定することとし、非公募理由の公表については説明会までにどうするか決定すること。チェック体制については、学識経験者2名を含めた選定委員会の中で横断的に対処していくこと。大幅な利益が生じた場合は、その取り扱いについて協定書の中で明記すること。公募の際の条件設定については、地元企業の育成、雇用確保等、課題があるため、これらを総合的に勘案し、必要に応じ、条件を設定していきたいとの答弁であります。

次に、質疑として、1、導入に当たって17件39施設の共同事業は何か。2、公募、非公

募の分別はされているのか。3、公募の際、経費内訳を提示するのか。4、要綱は作成しているのか。5、交流拠点施設の指定管理者は、第3セクターベル・カントではなく、株式会社アンビックスとするべきではないかとの質疑に対し、答弁として、39施設の共同事項は、管理受託者が公共的団体であり、手続条例第5条の規定を具備している団体であること。公募、非公募の分別については、公募3施設、非公募36施設であること。経費の内訳提示及び募集要項の作成については、本特別委員会の指摘内容を踏まえ、選定委員会において議論を深め、募集要項の項目を決定する。交流拠点施設の指定管理者については、本定例会において市長が答弁した内容のとおりで考えている旨の答弁がありました。

次に、質疑として、1、指定管理者制度は、自治体において重要な制度であるが、改めて制度の目的を伺いたい。2、コスト節減によって、住民サービスの向上が本当に図られるのか。3、39施設の業務内容は何か。4、民間に管理を行わせる場合、コスト削減は絶対条件か。5、地方自治法の第244条第1項の規定する住民福祉の増進について、条例でも明記すべきではないかとの質疑に対し、答弁として、制度は国の法改正による法的制度であり、経費削減を図りながら住民福祉の増進をさせることが制度目的であること。コスト削減については、委託料を基本としているため、直接削減にはつながらない可能性もあるが、この制度を活用し、住民福祉の増進につなげていきたい。39施設の業務内容については、保健福祉部長、環境課長、福祉課長から各施設の経費を含め、業務内容を説明。民間委託

におけるコスト削減については、総体的基準の1つとして考えている。地方自治法第244条第1項の規定する事項の条例への明記については、条例は地方自治法趣旨を受けて制定されているとの答弁であります。

次に、質疑として、1、都市公園16カ所のうち、和田公園1カ所を導入とし、東明公園を除き、他の公園14カ所について導入しない根拠は何か、全体の方針を示すとともに、行政アクションにより市民参加、自助・共助型の団体を受け皿として確保すべきではないか。2、ピパオイの里プラザについて、設立目的の異なる社会福祉協議会を相手に非公募としているが、地方自治法第244条の趣旨を犯してはならないとの質疑に対し、答弁として、和田公園は有料施設を有しており、現場に管理人もいることから導入を決定したが、他の公園については、地域住民、町内等の協力により管理を行っていることから、今後公園全体の方針に基づき、検討していくとする。ピパオイの里プラザについては、その導入に当たって地方自治法第244条の考えを基本に据え、指摘内容を十分に踏まえ、公の施設の設置目的を効果的に達成するよう、選定委員会で再検討していくとの答弁であります。などが主なものになっております。

結果として、いずれも原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第76号ないし議案第79号の以上4件について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました議案第76号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第3号）、議案第77号平成17年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）、議案第78号平成17年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）及び議案第79号平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）の以上4件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月28日、委員会を招集して審査いたしました。

次に、質疑の主なる点を申し上げます。

農林費、農業振興施設整備事業についての問いに対し、開発麦作営農組合の施設整備組合の補助金の内容はとの質疑に対し、小麦の調製施設では、処理量が増加しているため、小麦を野積みする事態になり、その改善のため格納庫162平米、1,260万円で、その他1.8トンのメッシュコンテナ567基、回転リフト1台で3,580万円余かかるのを2分の1補助で1,790万円を計上との答弁であります。

関係農家戸数と栽培面積はとの質疑に対し、平成16年度で32戸、240ヘクタールであるが、員外農家からの持ち込みがあり、扱う小麦量は大幅増になっている。この営農組合は、平成21年を目標に、戸数54戸、面積320ヘクタールを計画している。

次に、衛生費の関係であります。心の健康増進事業についての関係で、この事業の内容はとの質疑に対し、国の地域保健推進特別事業を活用して、今回の心の健康増進事業に取り組む、この事業は美唄が進めているヘルシーライフ21の一環としての位置づけである。

10分の10の補助事業で、4月に補助申請、8月内示なので、今回の補正となった。講習会などの講師謝礼や資料作成、DVDプロジェクターなどの機器購入などの経費であるとの答弁であります。

議案第79号の質疑の主な点を申し上げます。

保険給付費について、施設介護給付が減り、居宅介護給付がふえているのは、施設介護から在宅介護に切りかわったことかとの質疑に対し、施設介護が居宅と比べて減っている。居宅サービスがふえているのは、美唄も全国と同じとの答弁。

次に、補正の項目ごとに、その理由の説明がありました。

居宅介護サービス給付費2,490万円の増、ケアハウスハモニーで新しく特定施設入所者生活介護を開始したことによる支払い増。

施設介護サービス給付費7,560万円の減、介護保険の改正で、居住費と食費負担の保険適用外による支払い減、高額介護サービス499万円の増、高額介護サービス費の区分変更による支払い増、世帯全員が住民税非課税で、年収80万円以下の利用者は負担上限額が2万4,600円から1万5,000円、特定入所者介護サービスが2,883万円の増、低所得者への居住費と食費の補足的給付になったということでありませぬ。

なお、議案第77号及び議案第78号につきましては、質疑がありませんでした。

結果といたしまして、議案第76号ないし議案第79号の以上4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただ

きますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより議案第49号ないし議案第51号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし議案第51号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上3件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第54号及び議案第55号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号美唄市ふれあいセンター条例の一部改正の件及び議案第55号美唄市

介護サービス事業条例の一部改正の件の以上2件については、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第52号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第52号契約締結の件、中身は一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事にかかわる契約であります。

私は、この原案に反対の立場で討論に参加をいたします。

本件は、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設にかかる工事請負契約の締結に関して、議会の議決を求めるものであります。

提案された契約に関しては、仮契約に基づき、施設規模は1日当たり90立方メートル、契約の方法は公募型指名競争入札、契約金額は9億1,089万6,000円、契約の相手方はアタカ・近藤建設特定建設工事共同企業体、代表者アタカ工業株式会社取締役社長の内容であります。

この議案に関しましては、9月26日の月曜日、そして昨29日と2日間にわたりまして、両日とも午後11時を過ぎる、昨日は11時30分までかかるという異例の審査でありました。

あわせて、この審査に当たりまして、定例会本会議初日の大綱質疑に入る前の議事進行において、資料を求め、委員会において121ページにわたる資料の提示をいただいたところであります。

あわせて、審査中においても、新たに

数件の資料請求がなされ、このように膨大な資料をもとに真摯な審査を行ったというふうに理解をしております。

そういった経過とあわせて、なぜこうなったかといいますと、これはやはり談合情報があったからであります。私たちは、この談合情報に関して、どれだけそれが信憑性があるか、そしてこのことを受けて、議会でこの契約締結の件を審査するに当たって、どこまで議会が責めを負えるのか、議会の責任が果たせるのか。そういった視点で審査に加わってまいりました。審査に加わる前に会派としても信頼できる仲間の議員と一緒に勉強会もさせていただきました。

結論から申し上げます、私どもは反対をせざるを得ないというわけであります。

その理由の1つは、美唄市がこの談合情報にかかわる対処、それが十分私どもの納得のいくものであったかどうかということが、ポイントの1つでありました。現行の談合基準マニュアル、これに基づいてルール範囲内で、市長以下職員はさまざまな事務的な処理をなさったということは理解をいたしました。

しかし、1つに、この契約に当たっては、まさに予定どおり9月8日の入札が行われたこと。あわせて談合情報どおりの業者の落札という事実があり、さらに一定の工事内訳書の審査をしたとはいえ、なぜこの入札の延期なり、さらには道が実施をしております再入札を行わなかったのか、業者を入れかえて新たな血を入れて、再入札をなぜ行わなかったのかと、この点に対する理解が得られない。市民説明が得られない。こういったことが反対の1つの大きな理由であります。

もう1つは、昨日の総括質疑の中で、同僚議員が自らのバッジをかけての発言があったことでもあります。昨年6月までという表現だったのでしょうか。6月という表現だったのでしょうか。具体的に企業名が特定できる団体の職名を挙げて、談合があったという事実を信憑性を込めての発言があったからではありません。

発言は、議員の生命でありますし、その発言が誤ったり、事実と相違をしたり、捏造したり、こういうことありますと、みずからの職にかかわる重大な発言であります。

この発言の重みは、今次提案される契約にどのような影響があるか、良識ある議員の皆さん方はおわかりだと思います。ルールに書いている本件以外の問題に関するのだと、安易に片づけられる問題ではないはずであります。議会としての議員としてそのような状況の中で、賛成ということは、私は相ならんと、このように考えるわけであります。

しかし一方、常にこの問題を考える場合は、市民生活、市民の視点、これを抜きに判断はできないわけであります。

平成18年度、平成19年3月には、南美唄の最終処分場が耐用限界を迎える、そして工事もおこなわれている。用地交渉等の準備がなかなかできなかつた、工事がおこなわれている、そしてもしこの契約の締結が延びたり、ましてや否決をされるようなことがあれば、重大な工事の支障がある。国に対する補助の対応もある。これらを総合勘案すれば、どうしてもこれはあげたい。市長以下職員の皆さん方の率直な思いでありまして、しかし、私たちは、実際に南美唄の最終処分場に行って、そのご

みの堆積状況を見てまいりました。あわせて、この耐用限界の問題についても、そう大きな期間は無理かもしれませんが、一定期間については十分現状で対応できるという問題、そういう1つは判断をいたしました。

それと、この契約にかかわっては、公募から仮契約まで約一月であります。8月10日から9月8日にかけて、すべての一連の作業が終了しているわけであります。これは、再入札をするにしても、一月の猶予ということでできるわけであります。やる側の意思であります。やる側の判断であります。この現状を考えたときの市民利益はどこにあるか。どこに利益があるのだろうか市民にとってプラスになるのはどういう選択だろうか、率直に考えていただきたいと思っております。

昨日は、反対が9、賛成が10、1票差の賛成、原案可決でありました。メンバーが一緒であります。委員長と議長が入れかわっただけであります。病欠1名入れて、いま現在21名、恐らく同じ結果になるのかもしれませんが。

しかし、改めてこの本会議で、私のいま申し上げた視点を十分考慮されて、今後の美唄を考えて、今後の市を考えて、今後の業界を考えて、新たな談合疑惑が助長したり、そのことが事実になったり、その道はきっちり防ぐ、こういう選択をぜひ賢明な議員の皆さん方をお願いをしたしというふうに思います。

取りとめのない討論になりましたけれども、意を尽くせませんが、ぜひ私の討論に対して、ひとつ賛成の立場で反対を投じていただければありがたい、心からそう願うわけでありませぬ。

残念ながら質疑の中では、賛成の方のご意

見をお聞きする機会がありませんでした。この討論でしか賛成の立場の方のその考えを聞くことができません。どうぞ冷静に聞き比べていただいて、賢明なご判断をしていただきますように、重ねてお願いを申し上げまして、私の討論にしたいと思っております。ありがとうございました。

●議長長岡正勝君 20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第52号契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）について、私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

本市におきましては、「美唄21世紀まちづくりプラン」で、環境をまちづくりの重点方策としており、市民生活に直結した廃棄物の適正処理の推進は重要な政策の方向性であります。

また、既存の最終処分場の残余量が平成18年度末までと見込まれており、新たな最終処分場は平成19年度から供用開始ができるように整備を急ぐ必要があります。

本件は、この最終処分場の整備事業の主要工事であり、早期に着手し、市民の暮らしに影響を及ぼさないよう、事業の推進を望むものであります。

本工事については、談合情報が流布しているところではありますが、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨から、指名審査会において、その情報の信憑性の確認など、一連の手續を実施されており、不正の事実は確認されていないものであります。

今後においては、市民の信頼の確保のために、談合情報に対するマニュアルの見直しな

どを進め、さらに適正な入札契約が実施されるよう要望し、議員各位におかれましては、議案第52号にご賛同くださいますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

●議長長岡正勝君 19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員（登壇） ただいま議題となりました議案第52号契約締結の件、内容は美唄市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事について討論をいたします。

結論から申し上げます、私の立場は原案反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

本契約の締結の件は、美唄市における一般廃棄物の最終処分場建設の問題であります。今日、地球上に住む人類にとって、地球環境の破壊と汚染問題は今世紀最大の課題であります。この地球環境破壊から自然をよみがえらせることは、至難のわざであります。あくなき挑戦をしなければなりません。日本は、資源なき工業立国であり、国際的貿易経済を中心に生きております。それだけに、産業廃棄物からの地球汚染については、世界的立場からも先進的に努力をしなければならない立場であり、京都議定書はまさに日本の役割の象徴であります。

一方、一般廃棄物は、国民あげてすべてが排出者責任を果たさなければなりません。したがって、このごみ処理は、美唄市民自らの分は自らの責任として果たしていかなければなりません。この契約締結の件は、そのために南美唄のごみ処理最終処分場の焼却処分場の廃止、最終埋立地からの移転であり、その場所決定と最終処分場建設はある意味では歴史的な役割を担う決意表明であります。この

場所決定と建設費調達と、その費用の返済は孫の代までの負担を背負うことを決める決意を固めたものであります。この事業着手に、だれが反対するでしょうか。

美唄市は、3大戦略テーマの1つが環境であります。福祉については、全道、全国的にもいま一定の評価が高まっています。21世紀キーワードである交流については、ゆ〜りん館を拠点として、その活性化について一步を踏み出しました。そして、ごみの最終処理処分場に立ち向かっているのです。この建設の条件整備に長年ご苦労された行政の関係者及び建設地住民の努力に、私は心から感謝を申し上げます。

その契約の締結に反対の立場で討論に賛成していることに、私の価値観からして全く想像に絶するところであります。

私は、この件について、26日、29日の特別委員会の審査に取り組んだ全議員各位の献身的で熱心な努力は、どこの議会に対しても恥ずかしくないものであると確信をしております。

しかし、その審査の主なものは、入札契約に業者の談合があったのではないかというマイナーなテーマでした。私は、このことに対して、審査委員会の中でそれぞれ述べてきましたから、るる述べるものではありません。

ただ、結論として、市側は現行の基準内における最善最大限のチェックを努力したとする立場を崩しませんでした。市側の法治主義からして、根拠を現行基準に置いたことも、また当然のことと、これもまた受け入れております。しかし、私は前段申し上げた立場から、歴史的な事業の条件整備に参加した職員、

市民の努力を思うとき、この談合チェックの姿勢は、近隣市または一般原則として、道の基準等に準じて、いま1度現行基準に上乘せ努力、そのため一步踏みとどまって冷静でしかも熱い決意を市長に求めたのであります。このことに対する今後の努力表明はありましたが、現時点では踏みとどまり表明がありませんでした。

最終総括質疑で、談合が昨年6月にあったという、言えば先ほどの紫藤議員の討論の中にありましたように、議員の政治生命、バッジをかけた、この実際の事実体験を質疑で行われました。そして、その幹部がこの契約の当事者につながるという発言がありました。

公正取引委員会に相談するとした市側の答弁自体、前段るる述べてきた、このごみ排出責任を全うする決意にまさに頭から水をかけられた思いの中で、賛成するにはいかないのであります。反対する理由を明らかにするとした、いま討論に参加をしております。

この問題は、いまが決着時点ではありません。これから司法の立場からの視点での動きが発展する可能性が高くなりました。私は、談合に毅然としてこれを許さない。市民の行政参加、協働で自己責任を積極的に果たすまち、その美唄づくりに汗を流す行政側の姿勢の確立があるとは思えませんし、そのことを促進するとは思えません。

どうか皆さん、それぞれの立場もありません。でも、いま私たちは、直面している立場というものをそれぞれの議員、そしてまた美唄の議会のおかれている立場、よく考えながら、いわゆる立法府議会としてのチェック機関という立場、このことを考えながら、ど

うか私の意見にも耳を傾けていただきたいと、このことを申し上げて討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第52号契約締結の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員(登壇) ただいま議題となりました議案第53号契約締結の件(美唄市一般廃棄物最終処分場埋立前処理施設建設工事)の契約の件でございます。これについて討論に参加をいたします。

私は、残念ながらこの提案に反対の立場であります。

その理由と若干の意見を申し述べさせていただきます。

この件は、従来の審査とは違って、特別委員会を設置しての審査となりまして、26日と昨29日と2日間、全員委員による審査を行っ

てまいりました。大変2日間とも私は中身の濃い、そしてボリュームのある審査だったというふうに振り返っております。

このように大きく時間をかけなければいけなかったその1つは、談合疑惑であります。まことに残念なことでありますけれども、9月になりまして、新聞でこの談合情報が取り上げられ、そして1度は市も入札を延期するという措置をとられ、しかしその後指名審査会の審査において談合の事実の確認ができないということから、入札の執行というふうになり、落札、そして仮契約と進んでまいりました。本議会に提案と、こういう運びになったわけであります。

この提案されました最終処分場の埋め立て前処理施設、これにつきましては、ごみの埋め立てをする前に破碎をする、砕くということの手だてをとって、いわばごみの量を減らすという措置をする施設だというふうに説明を受けました。施設規模としては、1日4.9トンの処理能力ということでありまして、契約金額が2億6,775万円、契約の相手は極東開発・広瀬建設特定建設工事共同企業体、代表者は極東開発工業株式会社ということで、これは西宮の業者の方であります。

これまでも各種契約の締結について、議会で審査をしてまいりましたが、今回ほどたくさんの方の資料を出していただいたことはありません。いままで見たこともない各種の書類に目を通させていただき、説明もお聞きをいたしました。この最終処分場の新たな工事につきましては、その必要性は十分に私も認識をしております。美唄市として大きな課題をこれから解決していかなければならない。その

ためにどうしても避けて通れない工事だというふうに思います。そのことは、議会はもちろん市民の皆様全部が理解をされている中身だというふうに思うわけです。

そして、18年度中で現状の処分場がいっぱいになるという状況報告をいただいておりますから、これは一日も早く工事にかかって、そして十分間に合う工事完了を迎えたい、このことは市民全体の願いだというふうに思います。

しかし、非常に残念なことに、先ほど申し上げました談合情報が出てまいって、そして経過については、私も委員会の中で申し上げた部分もございしますが、事前情報で予告されたとおりの業者に落札をされたという結果であります。

今回提案されている契約締結の議案の中身に、そのことが載っているわけでございます。これは、私は、市が指名審査委員会の中で、現行の談合情報に対処するマニュアルに従って審査をした結果、談合の事実確認ができなかったということで作業を進められているわけです。このことは法令に従って、市が業務を執行するという部分では正しいのだと思います。しかし、今回の事態にぶつかったときに、そのことだけで果たして処理していいのかと。

このことは、私は2つの問題を含んでいるというふうに思っています。1つは、談合という絶対にあってはならない事柄がいま起きてしまっているということです。そのことをやはりしっかりと見詰めて、では現行マニュアルで処理し切れない分をどう処理するか、そのことの課題が1つあるというふうに思い

ます。

これは、同僚議員の中からも発言がありましたが、この際はここで踏みとどまって、入札のやり直しをすべきだという、そのことに尽きるかと思えます。

もう1つは、今回は、私がいま討論に立っておりますのは、議案第53号でありますけれども、契約締結の件は合わせて4本あるわけでありまして、その4つの工事について、最終処分場2つ、そして公営住宅2つというふうになります。これら全体を見たときに、落札、そしてこれからいま市が契約を結ぼうとしている業者を見て、私は大きな疑問を感じます。これで果たしていいのだろうか。

美唄の経済状況は、非常に厳しい中であって、建設関係の業者の皆さんも一生懸命頑張っておられる、その中で私は今回の最終処分場は24億になんなんとする総体工事費です。そして、もう1つの公営住宅についても大変大きな金額の工事でありまして、そうたびたび行うような中身ではありません。

ここで広く美唄の関係業者の方々に、この仕事にかかわっていただくということは、大変大事な視点だというふうに思うわけです。その点が、どちらにも同じ業者の名前が出てくると、落札業者として出てくる。このことは、極めて不自然な結果ではないかということをお願いしなければならないというふうに思っています。

私は、市のとる対応として、現行法令の中で最善の方法がこの提案だというお考えだというのは、質疑応答の中で伺いました。

しかし、いろいろ申し上げる中で、現在の市長の気持ちとして、果たしてこのままこの

契約締結の件を執行して、そして正式契約を結び、工事に着工していくという流れが、本当にこれでいいというふうに市長がお考えなのかどうか、そのことは私はちょっと疑問があるなというふうに思っているんです。勝手に推測をさせていただければ、ここはひとつ議会がとめてくれないかという気持ちがおありではないかというふうに考えます。そこは、市は法令に従って最善の策をとって業務を進めてきているわけですから、これ以上現行ではやれないということが、判断としては示されているわけです。

議会は、これから議決をするわけでありまうから、ここで提案に賛成できないという判断を議会が示せば、市はやむなくやり直さなければならぬということになるわけです。それは、市の意思としてではなく、議会の意思としてやり直す。これが市民の判断だということになるわけです。ここに、いまこれから採決に臨む私たちの重要な意義があるというふうに思うわけです。

私は、いまこの討論で、議員諸氏にそのことをぜひお考えいただきたい。市民の代表者として、お1人おひとりが市民から負託を受けている代表者としての権能と、それから昨年市民の圧倒的な負託によって市長の席に座られた桜井市長の気持ちを察して、ここはぜひ提案を否決すべきだと、このことにご賛同いただきたいと思ひます。

以上、私の討論といたします。

●議長長岡正勝君 20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第53号契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場埋立前処理施設建設

工事）について、私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

本市においては、「美唄21世紀まちづくりプラン」で、環境をまちづくりの重点方策としており、市民の生活に直結した廃棄物の適正処理の推進は重要な政策の方向性であります。

また、既存の最終処分場の残余量が平成18年度末までと見込まれており、新たな最終処分場は平成19年度から供用開始ができるよう、整備を急ぐ必要があります。

本件は、最終処分場の整備事業の主要工事であり、早期に着手し、市民の暮らしに影響を及ぼさないように、事業の推進を望むものであります。

本工事については、談合情報が流布しているところではありますが、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨から、指名審査会において、その情報の信憑性の確認など、一連の手續を実施されており、不正の事実は確認されなかったものであります。

今後においては、市民の信頼の確保のために、談合情報に対するマニュアルの見直しなどを進め、さらには適正な入札が実施されるよう要望し、議員各位におかれましては、議案第53号にご賛同くださいますようお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

●議長長岡正勝君 19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員（登壇） ただいま議題となりました議案第53号契約締結の件、美唄市一般廃棄物最終処分場の埋立地前処理施設の建設工事の件について、討論に参加をさせていただきます。

私の立場は、結論から申し上げて反対であ

ります。

この工事は、そもそも先ほど原案可決となりました議案第52号と一体のものであります。私は、議案第52号で反対理由を申し上げました。要旨が変わるものではありません。分割されても一体のものであり、私の討論もまた一体のものであることを申し上げて討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第53号契約締結の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第56号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員(登壇) ただいま提案されました議案第56号契約締結の件(美唄市改良住宅建替建築主体工事(有為団地B)1工区)にかかわる討論に参加をしたいと思います。

私の立場は、原案に反対であります。

その理由と若干の意見を申し上げます。

美唄市改良住宅有為団地にかかわる建設に

つきましては、すでに既存棟があり、実質的な継続事業として位置づけられ、市民の待望久しい建築物であるということは言うまでもありません。早期の完成と待ち望んでいる市民に対する良好な住宅環境を提供する、そういう立場での市の姿勢に関しては何ら異論を差し挟む余地はございません。

なぜ、反対をするのか、これは一般廃棄物にかかわる反対討論で申し上げました内容と同様であります。談合疑惑に対するその処理について、再入札をなぜ行わなかったか、そのことの選択をすることが長としての決断であり、務めであったらうとこれが最大の理由であります。

あわせて、総括質疑における同僚議員の談合の事実の発言であります。このような状況下で賛成するわけにはいかない、そのことが反対の理由であります。

私は、この住宅の有為団地1工区の議論の中で、談合のマニュアルに沿った工事内訳書のチェックに関して質疑をいたしました。その際担当されている担当課長から具体的にそのチェックの内容を教えてくださいました。そこで重ねてお聞きしたのは、たとえば細部にわたる積算が行われていたか、共通した数値の有無がどうだったか、積算に違算があった場合、各社に共通した違算箇所の有無がどうだったかなど、数十項目にわたるチェックを短い時間で一生懸命おやりになった。そしてこのチェック項目も自らの経験で、どこにもマニュアルのないものを自らつくり上げて、そしてチェックを行った。私は、この姿勢に関しては、美唄市の職員捨てたもんじゃないという、そういう評価の立場に立ちました。

限られた時間の中で、一生懸命務めを果たした姿が浮かんでまいりました。

しかし、すでに1社に追随する、そういった形跡が工事内訳書にはなかったという判断でありますけれども、物の本を読みますと、これもなかなか適といいたいでしょうか、シロクロはつきりついてない適というのもおかしいんですが、談合をなさる方々、巧妙なそうでもあります。プロの目でもなかなかわからない、そういった見積もりをするそうでもあります。直接かかわる職員が見ても判明できない、これは何をあらわすかといえますと、美唄市が行政の立場で談合があったかなかったかという判断を下すことは、能力とかという問題じゃなくて、行政の立場では無理だということでもあります。

何が大事かといえますと、談合が起きないルールをどうつくるか、談合が起きた場合、談合のあるなしではなくて、談合情報どおりの業者が落札した場合に、その対処をどうするか、ここをしっかりとルール化することだと私は思います。シロクロつけるのは、捜査権限のある機関であります。

その意味で、市長に、ご意見、ご要望という立場で何点かお話をしたいと思います。

委員会での質疑なり、総括質疑を通じまして、市長はこの一連の談合情報に関することについて、公正取引委員会に相談をなさるといってお話をいたしました。美唄市の談合情報マニュアルには、談合の事実が明らかな場合のみ公正取引委員会への通知ということが明示をされております。

しかし、一步踏み込んで、市長は今回の一連の処理でんまつについて、公正取引委員会

にご相談をすると、私はそのときに談合情報の内容、そして事情聴取の内容、さらには工事内訳書のチェックの内容、落札一覧表、これらの処理をすべて公正取引委員会に送致をすべきだ、こういうお話をしました。それを受けて、ご相談をなさるといってご答弁でありました。ご相談なさるんでしょうから、一連の関係書類もあわせてお持ちをいただけるものと、このように確信をしておりますが、ぜひ早期にこの相談をしていただきたい、時間を置かず相談をしていただきたいということが1つであります。

それから、前の議案でも触れましたけれども、9月29日の同僚議員の談合の事実、生々しい、そしてバッジをかけた発言でありました。それを受けて、市長は、いわばその法令等に基づき調査の結果、事実を確認した場合は公正取引委員会への通知など、必要な対応を行ってまいりますと、こういう趣旨のご答弁をなさいました。

これは、今回の提案された契約と一致するものではないかと思えますけれども、この同僚議員の発言に対する、いわば刑事訴訟法に基づく公務員に課せられた違反事実と思料される告発義務、いわゆる捜査機関への告発義務、これにもつながる内容だと思えます。この対処についても、早期に対応なさいますように、お願いを申し上げる次第であります。

以上、要望事項が中心になる反対討論でありましたが、議員各位におかれましては、ぜひとも趣旨を受けとめていただいて、賢明なご判断をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

●議長長岡正勝君 20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第56号契約締結の件（美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）1工区）について、私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

本工事は、だれもが安心して生活できる住宅を供給するための住宅施策として進めている事業であり、適正な生活環境づくりとして市民生活にとっては重要なものであります。

また、公営住宅については、計画的な建替え、改修を進めているものでありますが、現在入居を待機している者が多く、早期に建築に着手する必要があります。

このことから、市民の暮らしに影響を及ぼさないよう、事業の推進を望むものであります。

本工事については、談合情報が流布したところではありますが、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨から、指名審査会において、その情報の信憑性の確認など、一連の手続を実施しており、不正の事実の確認されなかったものであります。

今後においては、市民の信頼の確保のために、談合情報に対するマニュアルの見直しなどを進めるとともに、地域経済の活性化と地元中小企業の育成が図られるよう、適正な入札、契約が実施されるよう要望し、議員各位におかれましては、議案第56号にご賛同くださいますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

●議長長岡正勝君 19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員（登壇） ただいま議題となりました議案第56号契約締結の件、内容

は美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）1工区について、討論に参加をいたします。

結論から申し上げます、私の立場は反対であります。

いまこの壇上で、この工事契約に対して反対討論の立場で理由を申し上げなければならぬことは、私は涙が出るほど断腸の思いであります。この市営、道営を含めて、公営住宅の建替改良計画は、美唄市の住宅政策の中心であり、このことを基点にしながら民間の住宅地配置、整備を誘導し、また既存の住宅地の再生化を促しているものであります。

平成5年、地域高齢者住宅計画、続いて平成7年、公共賃貸住宅のマスタープランの作成、策定、そしてこの全体構想、ビジョン、コンセプト、そして具体的な計画の立案、実施につなげていくための条件整備、既成住宅に住む人たちの説明会の連続、このことに寝食を忘れて一貫して建築一家を導いてきたいまは亡き堂田賢治氏のあの汗の結晶に営々と続いているのであります。

あの東地区の核は、すでにゆたかニュータウンとして花開き、いま北側地区に進んでいるのであります。この構想、計画、実施、進行、この条件整備などは、他の市町村担当者が道に折衝に行っても、美唄の堂田さんが一番知っているから、そこで相談した方が中身は濃いと思いますよと言われ、他市町村担当者が美唄の堂田さん詣でが行われたと語りぐさも聞いております。この堂田一家の汗と涙と知恵の結晶体であり、その時期は平成5年から今日まで、実に12年間に及んでおり、まだ進行中であります。東西の結節点の複線化

を、この開通を見越し、これもいよいよ銀河通のいま最終工事に入っております。

私は、このような経過を知る者として、いまこの工事契約に負の汚点がついている、これに義憤と同時に深い胸の痛みを感じております。このことに対しても、談合情報やAクラス4社を中心としながらのローテーションがすでに恒常化していることの指摘などはうなずけるものもあります。しかし、これも入札において、公平性、透明性、競争原理を追い求めている姿勢も弱くなっているのではないかと、工事金額から9社以上の指名参加も形式的になり、地元優先が正義で当たり前のものだというふうになっているのではないかと、このことは市長の政策的選択の問題であり、私は、一方このことを否定いたしません。

そして、いま質疑を通じて、司法の視点からの新しい展開が予想される事態になりました。そして、いま公共工事のおかれている今日的な状況と認識が乖離をしているのではないかと、私は公正取引委員会が求めている基本的な考え方は、この談合等に対して、第1に十分な入札参加者の確保、入札参加者の固定化の防止。第2に、秘密情報管理の徹底。第3に、発注者としてのペナルティーの明確化、第4に、単独の方法でなく、複数の方策を組み合わせるにより、必要かつ重要で各地方公共団体の実情に応じて入札制度改革の全体として入札談合の防止を図ることが重要であるというものが、公正取引委員会の基本的な考え方であります。

そして、具体的には、指名競争入札の見直し、いわゆる抽せん入札を含む電子入札などの導入。質疑でも申し上げましたが、地域優

先発注のそのことの問題については、先ほども触れましたが、そのことを否定しませんが、やはり入札参加者数の確保に配慮しつつ運営をすべきだというふうに述べられております。予定価格の事前公表、それから談合情報への発注機関独自の対応、低入札最低限価格の問題、こういうことについて地方公共団体による公共工事における地元業者等の下請義務づけなど、これらについてもそれぞれの事業行為の中に行われる部分もあるので、きちっとした地域政策を確保してやりなさいと、こう公正取引委員会の事務総局からの内容であります。

これらのことについて、審査特別委員会の中でも申し上げ、市長はそういうことについても十分早急に検討していきたい、見直し、そういうものでやっていきたいというご答弁がありました。私は、積極的にこのことに立ち向かって、市民信頼、そして美唄の業者からも信頼される、全体が1つになれる道を方策すべきであると、このように考えています。

そういう立場で、皆様方に経過を申し上げました。どうか皆様方の賢明なご判断を期待して私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第56号契約締結の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第57号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第57号契約締結の件（美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）2工区）、この件について討論に参加をいたします。

私は、提案に反対であります。

若干の理由と意見を申し上げます。

その前に、住宅のことをちょっと申し上げたいんですが、先ほどいますぐ前、56号で同じ工事の半分、1工区についてはいま決定をされたわけであります。しかし、残る半分だけでも、私としてはぜひ反対をしてとどめなければならぬ、そういう気持ちであります。

すでに有為団地A棟については、でき上がりました、そして快適な生活を入居者の皆さんがしておられるわけです。私もたまたま訪問する機会がありまして、特に後半の部分ができ上がったときにお訪ねをしたら、1週間ほど前に入ったばかりだっという方とお会いして、ぜひ見ていってくれということで、家の中まで案内をしていただきました。大変快適だということをおっしゃられて、本当に喜んでおられたんです。ゆたかニュータウンもたまたま訪れる機会がございます。これも特に冬場の生活は、全く心配がないと言っているぐらい、そして高齢者の方もお1人で、体

も余り丈夫でない方でも生活をしておられます。

労災病院の横の、戸数は小さいですけども、東雲団地っていうんでしょうか、それから進徳に緑町の建替えた住宅ですとか、美唄の公営住宅の充実ぶりというのは、まさにこれは誇っていいもの、福祉をまちの大きな柱に据えている、そういう施策の推進が形になったものだというふうに思います。ですから、できることならば、もろ手を挙げて賛成をして、早くこの工事も進めていただきたいという気持ちは、本当にほかの皆さんに負けないつもりであります。

しかし、残念ながら、先ほど討論に立ちました最終処分場の件でも申し上げましたが、ここに談合疑惑が起きて、このことの見きわめ、そして処理、これらについて、私は、先ほども申し上げましたが、残された方法は議会が否決をすることによって、入札をやり直すと、このことに当面は尽きるのではないかというふうに思うわけです。ですから、そのことをぜひ議員各位に申し上げたいというふうに思います。

それと、たくさん資料いただいた中で、工事費内訳書チェックシートというのをもらいました。先ほど紫藤議員が大変頑張っておられるということの言葉がございましたけれども、これらを全くの素人の私が見まして、やはり疑問に感ずる部分というのはあります。

それは、このいま提案になっている2工区の部分で言いますと、わかりやすいというか、私でもわかるのはごみステーションというのはわかるのですけれども、大体市が設定した価格が123万3,000円なんです。大部分の業者

は、大体120万円とか30万円とか40万円とか、そういう価格で入れているんですけども、1社だけ13万8,000円というのがあるんです。一桁違ふと。一体これで果たしてごみステーションができるのかなというふうに思います。

それから、現場管理費というのがあります。これは、市の設定は1,510万円、これが一番安いのが1,300万円というのがありますし、一番高いのは2,790万円です、倍です。こういう価格、その内訳の設定というのは、果たして本気でご自分の会社が工事をやるとして積算をしたものかどうか、極めて疑わしいというふうに、素人目でも感じます。これは、やっぱりいろいろあるよというような、そういう説明で納得できる内容ではないというふうに思います。

私は、重ねて申し上げますが、市民利益を考えたときに、やはり談合は許されない。市民の利益を守るためには、やっぱり談合を絶対なくさなきゃならないということです。これだけ財政状況の厳しい中であって、談合を許して甘い汁を吸うという、そういう業者の存在を許してはならない、そのことをいま最後のチェック段階、これは議会にかかっているということを申し上げまして、ぜひ反対をしていただきたく、私の討論を終わります。

●議長長岡正勝君 20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第57号契約締結の件（美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）2工区）について、私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

本工事は、だれもが安心して生活できる住宅を供給するための住宅施策として進めてい

る事業であり、適正な生活環境づくりとして、市民生活にとって重要なものであります。

また、公営住宅については、計画的な建替え、改修を進めているところでありますが、現在入居を待機している者も多く、早期に建設に着手する必要があります。

このことから、市民の暮らしに影響を及ぼさないよう、事業の推進を望むものであります。

本工事については、談合情報が流布しているところでありますが、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨から、指名審査会においては、その情報の信憑性の確認など、一連の手續を実施されており、不正の事実は確認されなかったものであります。

今後においては、市民の信頼の確保のため、談合情報に対するマニュアルの見直しなどを進めるとともに、地域経済の活性化と地元中小企業の育成が図られるよう、適正な入札、契約が実施されるよう要望し、議員各位におかれましては、議案第57号にご賛同くださいますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

●議長長岡正勝君 19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員（登壇） ただいま議題となりました議案第57号契約締結の件、内容は美唄市改良住宅建替建築主体工事B2工区について、討論に参加いたします。

私の立場は、結論から申し上げて反対であります。

この工事も、先ほど原案可決となりました議案第56号と一体のものであります。計画も一体であります。

私は、議案第56号で、過去の経過を振り返

り、感慨を込めて反対理由を申し上げました。その要旨が変わるものではありません。分割されただけで、一体のものでありますから、私の討論もまた一体であることを申し上げて、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第57号契約締結の件は、委員長報告のとおり決定されました。

午後1時20分まで休憩いたします。

---

午後0時19分 休憩

午後1時20分 開議

---

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第58号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号美唄市行政手続条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第59号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第59号アルテピアッツァ 美唄設置条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

政府、総務省は地方自治法の一部改正を行い、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度にかわって指定管理者制度を導入し、これまで直営か政令で定める公的団体に限定していたものを株式会社などの民間事業者や団体が行うことを可能にしました。これは、90年代の臨調行革による各個撃破型の民営化民間委託攻撃から、まさに特定分野以外はまるごと民営化するという今日の構造改革路線を具現化する究極の自治体リストラであり、公務の外部委託の徹底、地方自治体のあり方を変質、解体するものです。地方自治法第244条には、公の施設の設置目的を住民の福祉を増進することを明確にうたっています。

しかし、指定管理者制度の導入は、住民福祉の増進どころか、住民サービスの後退を招くことは必至です。これまでの議論の中で明らかになったことは、指定管理者制度の導入の最大の目的が地方自治法第244条にうたわれている福祉の増進ではなく、施設の経費削減にあること、施設の運営についての住民参加やそこに働く従業員の労働条件をチェックする法的な保障についても、また各施設の管理運営に当たっての基準もあいまいです。

アルテピアッツァに指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退は免れません、地方自治のあり方に重大な影響を及ぼし、住民サービスの後退が必至であり、また公の施設の設置目的である福祉の増進に相反する指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第59号アルテ ピアッツァ美唄設置条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第60号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第60号美唄市営温水プール条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市温水プールに指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退を招き、またそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。住民サービスの後退につながり、また公の施設の設置目的である福祉の増進に相反する温水プールへの指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第60号美唄市営温水プール条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第61号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第61号美唄市共同浴場設置条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

南美唄共同浴場は、三井美唄炭鉱閉山跡地に居住する人や市営住宅に生活している人たちが年間約1万5,000人も利用する地域の公衆衛生施設としてなくてはならない施設であります。しかし、浴場設置後約25年を経過し、建物、ボイラー、配管などの設備が老朽化し、一方入浴者の減少、重油の大幅な値上がりなどで、浴場の運営に大きな支障が出ています。

地域の運営委員会は、こうした中でも運営の改善に努力をしているものの、明るい見通しが出てこないのが現状です。こうした中で、経費節減をねらいとした指定管理者制度の導入は、浴場運営に一層の困難を押しつけるものです。美唄市共同浴場に指定管理者制度が導入されるなら、住民サービスの大幅な後退と、そこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。公の施設の設置目的である福祉の増進に反する共同浴場への指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第61号美唄市共同浴場設置条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第62号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第62号美唄市火葬場条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市の火葬場に指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退は免れません。また、そこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。公の施設の設置目的である福祉の増進に相反する美唄市の火葬場への指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第62号美唄市火葬場条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第63号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第63号美唄市ごみ処理センター設置条例の全部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市ごみ処理センターに指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退、またそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。公の施設の設置目的である福祉の増進に反する美唄市ごみ処理センターへの指定管理者制度の導入は認めがたいものであります。

以上、申し上げます、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第63号美唄市ごみ処理センター設置条例の全部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第64号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第64号美唄市立し尿処理場設置条例の全部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市し尿処理場に指定管理者制度を導入することは、そこに働く従業員の労働条件の低下を招くこととなります。公の施設の設置目的である福祉の増進に反する美唄市し尿処理場への指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げます、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第64号美唄市立し尿処理場設置条例の全部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第65号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第65号美唄市立生活館条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

市内にある5つの生活館は、地域においてのさまざまな活動のセンターとして、地域住民の福祉の増進に大きな役割を果たしてきました。しかし、ここ数年の中でさまざまな形で管理委託料が削られ、運営が厳しくなってきました。

この生活館が経費節減を目的とした指定管理者制度が導入されるなら、その運営が地域の運営委員会であるなら、これまで厳しい運営を強いられてきた運営委員会は一層運営が困難になり、また他の民間業者が運営すると

なれば、地域住民の意見や要望が反映される保障はどこにもありません。公の施設の設置目的である福祉の増進に反するものです。生活館への指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げます、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第65号美唄市立生活館条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第66号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第66号美唄市地域福祉会館条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

市内に14館設置されている地域福祉会館への委託料は年々削減され、地域の運営委員会

はその対応に苦慮しています。一月に2回以上の葬儀がなければ運営できないという福祉会館の名にふさわしくない運営を強いられています。

この福祉会館が経費削減を目的とした指定管理者制度が導入されれば、その運営が地域の運営委員会であるなら、これまで厳しい運営を強いられてきた委員会は一層運営が困難になり、また他の民間業者が運営するとなれば、地域住民の意見や要望が反映される保障がどこにもありません。公の施設の設置目的である福祉の増進に反するものです。福祉会館への指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第66号美唄市地域福祉会館条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第67号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第67号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

へき地保育所に指定管理者制度が導入されるなら、利用者サービスの大幅な後退とそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。まして、市の福祉政策の重要な施策であり、伸び伸びと子どもを育てなければならぬへき地保育所への指定管理者制度の導入は認めがたいものがあります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第67号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第68号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

● 9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第68号美唄市東地区生活支援センター条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

東地区生活支援センターに指定管理者制度が導入されるなら、利用者サービスの後退とそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。まして、市の福祉政策の重要な一環である東地区生活支援センターへの指定管理者制度の導入は認めがたいものがあります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

● 議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第68号美唄市東地区生活支援センター条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第69号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

● 9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議

題となりました議案第69号ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

ピパオイの里プラザに指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退は必至で、またそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。公の施設の設置目的である福祉の増進に反するピパオイの里プラザへの指定管理者制度の導入は認めがたいものです。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

● 議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第69号ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第70号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9 番長谷川吉春議員。

● 9 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議

題となりました議案第70号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

交流拠点施設に指定管理者制度が導入されるなら、数年も経ないうちに経営の悪化による利用者サービスの後退とそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。市の政策の重要な一環である交流拠点施設への指定管理者制度の導入は認めがたいものであります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第70号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第71号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議

題となりました議案第71号美唄市営農改善センター設置条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市営農改善センターに指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退は避けられません。公の施設の設置目的である福祉の増進に反する美唄市営農改善センターへの指定管理者制度の導入は認めがたいものであります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第71号美唄市営農改善センター設置条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第72号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第72号美唄市米穀乾燥調

製処理施設条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

米穀乾燥調製処理施設に指定管理者制度が導入されるなら、利用者サービスの後退とそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。市の基幹産業である農業を支える施設である米穀乾燥調製処理施設への指定管理者制度の導入は認めがたいものであります。

以上、申し上げます、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第72号美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第73号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第73号美唄市小麦集出荷調製施設条例の一部改正の件につきまして、

討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

小麦集出荷調製施設に指定管理者制度が導入されるなら、利用者サービスの後退とそこに働く従業員の労働条件の低下は避けられません。市の基幹産業である農業を支える施設である小麦集出荷調製施設への指定管理者制度の導入は認めがたいものがあります。

以上、申し上げます、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第73号美唄市小麦集出荷調製施設条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第74号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第74号美唄市立婦人ホーム管理条例の全部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市立婦人ホームに指定管理者制度を導入することは、利用者に対するサービスの後退を招きます。公の施設の設置目的である福祉の増進に反する美唄市立婦人ホームへの指定管理者制度の導入は認めがたいものがあります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第74号美唄市立婦人ホーム管理条例の全部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第75号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第75号美唄市都市公園条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原

案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。

美唄市都市公園に指定管理者制度を導入することは、サービスの後退を招き、利用者さまざまな不自由をかけることとなります。また、そこの管理運営に当たる人たちには大きな負担がしわ寄せされます。公の施設の設置目的である福祉増進に反する美唄市都市公園への指定管理者制度の導入は認めがたいものがあります。

以上、申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第75号美唄市都市公園条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第76号ないし議案第79号の以上4件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第79号平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）の以上4件については、委員長報告のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、認定第1号平成16年度美唄市一般会計決算認定の件ないし日程の第13、認定第11号平成16年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました認定第1号平成16年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成16年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成16年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成16年度美唄市老人保健会計決算認定の件、認定第5号平成16年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第6号平成16年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件、認定第7号平成16年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第8号平成16年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第9号平成16年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第10号平成16年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第11号平成16年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件について、一括提案理由をご説明申し上げます。

本件は、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました認定第1号ないし認定第11号の以上11件は一括大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより認定第1号ないし認定第11号の以上11件について一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号ないし認定第11号の以上11件については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、認定第1号ないし認定第11号の以上11件については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条

第1項の規定により、

広島雄偉議員、五十嵐 聡議員、  
白木優志議員、土井敏興議員、  
谷内八重子議員、長谷川吉春議員、  
矢部正義議員、内馬場克康議員、  
紫藤政則議員、荘司光雄議員、  
林 国夫議員、

の以上11人の議員を指名いたしたいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の  
議員を決算審査特別委員会の委員に選任する  
ことに決定いたしました。

---

●議長長岡正勝君 次に日程の第14、意見書  
案第16号17年産米の需給適正化等に関する要  
望意見書ないし日程の第22、意見書案第24号  
がん対策の推進強化を求める意見書の以上9  
件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求  
めます。

まず、意見書案第16号及び意見書案第17号  
の以上2件について、5番小関勝教議員。

●5番小関勝教議員（登壇） ただいま議題  
となりました意見書案第16号及び意見書案第1  
7号につきまして、一括案文を朗読し、提案理  
由の説明にかえさせていただきます。

#### 17年産米の需給適正化 等に関する要望意見書

全国的な米の豊作基調を背景に、17年産米  
の第1回入札では昨年を下回る水準で価格形  
成されるなど、2年連続で大幅な米価暴落の

様相を呈しています。

昨年は、稲作所得基盤確保対策や担い手経  
営安定対策など米価下落時に対応するセーフ  
ティネットが十分な機能が果たすことができ  
ず、稲作農家を直撃しました。

本年も2年続きの米価暴落となれば、稲作  
主産地は壊滅的な打撃を受け、経営破綻によ  
る離農が激増する事態は避けられません。

つきましては、米価暴落が懸念される17年  
産北海道米について、米の需給適正化等によ  
る価格浮揚が図られるよう、下記事項を強く  
要望いたします。

#### 記

1. 全国的な米の豊作基調を踏まえ、全国生  
産者の統一した実効ある集荷円滑化対策  
への取り組みが図られるよう万全を期す  
こと。  
また、集荷円滑化対策の実効性が確保さ  
れない場合は、国の責任で全量処理する  
こと。
2. 17年産米の政府買い入れを早期に実施す  
ること。
3. 民間流通米の優先販売を図るため、政府  
米の売却を一時凍結すること。  
また、MA米や主食用に供することので  
きない備蓄米について、海外援助や飼料  
用への供給など適切な在庫処理を早期に  
実施すること。
4. 緊急的な措置として稲作所得基盤確保対  
策の資金造成（生産者抛出と政府負担）  
を行い、17年産米に対し補填金の満額支  
払いを行うこと。  
また、担い手経営安定対策における補填  
金の支払計算は、実際に支払われた稲作

所得基盤確保対策の補填金額を用いること。

5. 稲作の主要農家等の経営維持を図るため、無利子融資の営農制度資金を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会  
畑作政策確立・畑作物価格  
決定等に関する要望意見書

本道の畑作農業は、自由化の進展と調整品輸入の急増などによって国産需要が侵食される中、食料自給率の向上を掲げる基本法の基本理念と裏腹に豊作基調と国の財政難などから生産抑制が求められ、合理的な輪作体系が崩れつつあります。

こうしたもとの、経営安定対策（品目的横断対策）の具体策に向けて、生産者は現行の品目別制度からの転換で現行所得が確保されるか危惧しており、併せて、農業の多面的な機能に対する環境等直接支払政策の確立が図られるかどうか不安を抱いています。

また、個別品目では、てん菜の交付金対象数量の制限やでん粉の抱き合わせ制度の廃止に伴う固有用途販売の確保などの課題を抱えています。

については、関係機関を通じて、畑作の経営安定対策の早期具体化と共に、平成18年産畑作物価格等について、再生産と所得が確保されるよう下記のとおり要望いたします。

記

1. 新たな畑作基本政策の確立について

- (1) 諸外国との生産コストの格差を是正す

る経営安定対策については、主業的畑作農家を対象要件とし、面積支払いは、現行制度以上の財源を確保して仕組むこと。

また、生産量や品質等に基づく直接支払いについては、直接固定支払いに上乗せ助成する仕組みとし、財源は別途確保すること。

- (2) 収入及び所得変動が畑作農家に及ぼす影響を緩和する措置として、経営全体を捉えた所得安定政策（収入金保険制度など）を導入すること。

また、農業災害補償制度との整合性を図ること。

- (3) 持続可能な畑作農業の推進のため、資源循環型農業確立支援事業における緑肥・休閒作物導入に対する支援策など助成措置を拡充して、環境等直接支払制度を確立すること。

- (4) 中山間地域等直接支払制度は、畑地の対象農用地の対象用件である「急傾斜」及び「緩傾斜」の勾配基準を緩和するなど条件不利地政策として改善を図ること。

2. 麦政策の確立について

- (1) 平成18年度産麦作経営安定資金については、自給率向上や経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得が確保されるよう現行水準以上とすること。

また、良品質・安定生産などを図るため、品質向上支援対策の継続・強化すること。

- (2) 内麦の流通コストは、その実態調査を

踏まえて、政府助成を継続すること。

- (3) 良品質麦の生産誘導策として、安定多収、抗穂発芽性及び耐病性、加工適正など地域に適応した品種改良等試験研究を充実強化すること。

### 3. 大豆等政策の確立について

- (1) 平成18年産大豆交付金単価については、自給率向上や経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得の確保ができるよう現行水準以上とすること。
- (2) 畑作大豆の生産振興や良品質への奨励支援策を図るため、担い手支援・良質大豆生産誘導対策及び高品位畑作大豆対策を継続し、拡充強化すること。
- (3) 大豆作経営安定対策については、19年産からの収入及び所得変動が畑作農家に及ぼす影響を緩和する措置への円滑な移行を図るため、収支の赤字を全額国が補填すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第18号ないし意見書案第21号の以上4件について、1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第18号ないし意見書案第21号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

### 緊急に万全のアスベスト対策の実施を求める意見書

最近、アスベストの粉塵の吸引が主な原因とされるがんの一種、悪性中皮腫やじん肺による死亡者、健康被害者の増大が大きな社会問題になっている。被害はすでに、アスベストが主因とされる悪性中皮腫による死亡者数が、政府が統計をとりはじめた1995年以降だけでも6000人を超え、今後40年間で10万人にのぼるといわれており、事態は極めて深刻です。しかもその被害は、アスベスト関連企業の労働者だけでなく、その家族、周辺住民にも及び、さらに一層の健康被害の拡大が必至とされています。

北海道でも、神戸市に本社のある建材メーカー「ノザワ」の富良野事業所の元従業員2名の死亡や札幌市内のホテルのボイラー技師の3年前の死亡とその遺族による訴訟の提訴など、隠れた被害の実相にはうかがい知れないものがあります。

アスベスト使用の有害性が、すでに1970年代に医学的に指摘され、国際的にも明らかになってきたにもかかわらず、長年にわたってアスベストを輸入、製造、使用しつづけてきた企業とそれを容認してきた政府の責任は重大です。また、1986年のILO総会で採択されたアスベスト使用安全条約の批准を、先の第162通常国会まで放置し、犠牲を広げた政府の責任はとりわけ重大です。

よって、政府は、かかる重大な事態を招いた責任を深く反省し、国民と道民の安全と健康、生命を守るために、直ちに次の措置を講じるべきです。

記

1. アスベストの製造・使用等の全面禁止は、2008年待ちでなく、直ちに実施すること。また在庫回収、安全除去などの被害防止対策、被災労働者等の被害救済の徹底を図ること。
2. アスベストの輸入・製造・使用・在庫、除去後のアスベストの廃棄物等の全国実態調査を緊急厳密に実施し、その結果を公表すること。
3. アスベストに関する製造・使用事業所等の関連企業、吹きつけおよび含有製品仕様事業所、事務所周辺住民などの健康診断調査を原因企業と国の費用負担で緊急に実施すること。地方自治体と協力して「相談窓口」を各行政機関に設置すること。
4. アスベストの労災認定を抜本的に見直すとともに、被害労働者に家族・周辺住民も含めたアスベストに関するすべての健康被害者を救済する新たな救済制度を早急に実現すること。
5. アスベスト使用施設の解体、撤去作業による作業員、施設関係者、周辺住民の安全など、被害発生防止に万全の対策を実施すること。
6. 全国の学校施設におけるアスベストの使用実態の再調査を実施し、完全撤去を徹底すること。地方自治体の公共施設についても、再調査し、完全撤去を徹底するよう指導すること。
7. 米軍基地などでアスベスト使用の事態把握と被害防止・被害者救済対策をアメリカ政府に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成17年 9月30日

北海道美唄市議会

地方交付税の総額確保と財源保障・

調整機能の充実強化を求める意見書

政府・小泉内閣は、2006年度予算編成に向けて、「骨太方針・第5弾」を閣議決定（6月21日）し、国から地方への改革として、①税源移譲はおおむね3兆円規模をめざす、国庫補助負担金改革については税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する。②地方交付税については、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方歳出を見直し抑制する、税源移譲にともなう財政力格差が拡大しないよう対応する。③2006年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保するなどとしています。

この方針のもとで、財界・財務省は、地方財政計画の規模を縮減し、平成18年度予算において、地方交付税の財源保障機能の見直し、縮減を大きく進める意図を明らかにしています。一方、総務省は、平成18年度も地方交付税等の一般財源総額の確保は規定のこととして攻防を強めています。

税源移譲をめぐって全国知事会は、7月13日、税源移譲の前提となる国庫補助負担金の9970億円の削減案を決定したとされている。義務教育費国庫負担金制度の廃止も含まれているとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金制度は、制度の維持・継続を求める教育関係者と移譲を求める地方団体の間で、また生活保護費国庫負担金の国の負担率は、現行の4分の3を堅

持すべきという地方団体と、3分の2に引き下げようとする政府・厚生労働省との間で、いずれも決着がついたとはいいがたいものです。

こうして今、2006年度政府予算編成に向けて、地方交付税の総額確保や税源移譲がどうなるか、予断を許さない情勢となっており、真の地方分権の推進、地方税財政の確立のために、以下のことを実現するよう求めます。

#### 記

1. 地方交付税・一般財源の必要な総額の確保と地方交付税の法定部分の引き上げを含む財源保障機能、財源調整機能の充実強化をはかること。
2. 税源移譲については、おおむね3兆円規模の移譲を確実に実現すること。
3. 国庫補助負担金については、義務教育費国庫負担金制度の現行制度を堅持するとともに、生活保護費国庫負担率の引き下げは絶対おこなわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会

新しい「高齢者医療制度」の創設

をおこなわないよう求める意見書

政府は、新しい「高齢者医療制度」の創設を計画している。これは、65歳以上の高齢者を対象に、「75歳未満の前期高齢者」と「75歳以上の後期高齢者」にわけ、後期高齢者に独自の医療保険制度を創設し、前期高齢者には、現役世代と同じ医療保険にするというものです。

ねらいは、高齢者に「現役世代との均衡を

考慮した適切な保険料負担を求める」（2003年3月28日、閣議決定）の具体化であり、健康保険の被扶養者となっている低所得の高齢者からも保険料を徴収することにあります。配偶者や子どもの扶養を受けている高齢者は、前期で170万人、後期で240万人、あわせて410万人である。こうした高齢者を含むすべての高齢者から保険料を徴収する。これが新しい「高齢者医療制度」の柱であります。

しかし、高齢者の収入（年金、就労、家賃収入、仕送りなど）は、2000年で、「ない」及び「百万円未満」が、75歳以上で52%、75歳未満でも38%にのぼっている（社会保障審議会医療保険部会資料）。2003年の収入を調べた2004年の国民生活基礎調査では、年収200万円未満の高齢者世帯が、3年前の39.4%から42.6%へと増えるなど低収入傾向が進んでいます。

新しい「高齢者医療制度」の創設は、高齢者は経済的に豊かになったなどという偽りの前提に立って、高齢者に新たな負担をかぶせ、必要な医療さえ受けさせないようにするものと言わざるをえません。

よって、このような新しい「高齢者医療制度」の創設はおこなうべきではありません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会

お年よりの安心を奪う銀行の保険販

売に対する規制強化を求める意見書

2002年10月に解禁された銀行による個人年金保険の販売で、契約をめぐるトラブルが急増している。国民生活センターに寄せられた

相談は、2002年度（半期）が25件、2003年度93件、2004年度146件とうなぎのぼりです。

とりわけ苦情が多いのが「変額保険」である。大銀行が外資系保険会社と組んでお年寄りに売り込んでいるが、株や債券を中心に運用し、成績が悪ければ受け取る年金額が減るといふ、投機性が強く元本割れの危険もあり、保険というより投資信託に近い商品です。

中には、定期預金をする予定で銀行に行ったが、「定期預金より有利」と変額保険を銀行に勧められ、元本保証かと聞いても「年金原資保証です」と説明されて契約。ところが後日、保険会社からの資料で元本保証割れの危険があることを知って解約したが返戻金は元本を割っていたとの例も報告されています。

定期預金の満額直前に銀行員が来て、変額保険を勧めるなど、業務で知り得た個人情報流用の疑いや保険業法のクーリングオフ適用除外の悪用、円高になれば目減りする外貨建ての定額年金保険商品による被害など、お年寄りの安心を奪う悪徳商法が横行しています。

変額保険は、もともと外資系保険会社が開発した商品であり、個人年金保険の売上げ上位に名を連ねているのも外資系、とりわけアメリカ系の保険会社である。しかも、金融庁は2007年に銀行窓口での保険販売を完全自由化する構えである。まさに、わが国の大銀行とアメリカの保険会社の利益を優先する危険がさらに拡大することが懸念されます。

よって、政府と国会は、安心して資金を預けたいというお年寄りや国民の期待に逆行し、大銀行とアメリカの保険会社の利益を優先する規制緩和はすみやかに中止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第22号について、16番本郷幸治議員。

●16番本郷幸治議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第22号につきまして、案分を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

自治体病院の医師確保

対策を求める意見書

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めている。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような中、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、医師の確保は、大変困難な状況にあり、地域医療の確

保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、行政、大学、学会、医師会等との連絡のもと、地域の医師確保対策として下記事項を早急に実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間の地域医療従事の義務化など、新たなシステムを構築すること。
- 2 深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため、診療報酬等の更なる充実を図るとともに、行政・大学・医療機関等の連携により抜本的な対策を講ずること。
- 3 地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの構築と連携の強化、医師をはじめ看護師、助産師等の医療従業者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第23号及び意見書案第24号の以上2件について、8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇） ただいま議

案となりました意見書案第23号及び意見書案第24号につきまして、一括案分を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

まちづくり三法の見直しに関する意見書

本来、中心市街地は、様々な都市機能が集積し、人々がそこに集まり、新産業の創造する苗床であるべきですが、無秩序な市街地の広がり、小売業の変化、中心市街地の魅力低下等により、衰退に歯止めがかかっていません。そのため、政府は、1998年から2000年にかけて、改正都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法という、いわゆる「まちづくり三法」を制定しましたが、現在その効果が期待通りに現れているとは言い難く、条例での限界や都市計画法、中心市街地活性化法の問題点等が指摘されています。

については、わが国の将来の人口減少・高齢社会に対応するコンパクトシティの建設を推進し、持続可能な都市である「歩いて暮らせるまち」の実現のために、下記の通り「まちづくり三法」の見直しについて強く要望します。

#### 記

##### 1. 都市計画法の抜本的改正

- (1) 公共施設（病院、社会福祉施設、国・自治体施設など）を許可対象に追加するなど開発許可の大幅見直しをすること。
- (2) 市街化区域における用途地域を厳格化すること。
- (3) 市街化調整区域における5から20ha以上の大規模開発例外扱いを見直すこと。
- (4) コンパクトシティ化促進のため、自治

体ごとで自由な規制のレベル調整（上乘せ、引下げ）が行える根拠法としての性格を明確にすること。

## 2. 中心市街地活性化法と大規模小売店立地法を統合し、「コンパクトシティ形成促進法（仮称）」を制定

(1) 中心市街地活性化理念（例えば、コンパクトシティ・歩いて暮らせるまちづくり）を明確化すること。

（まちづくり三法の法運用の横断的機能を持たせ、現状8省庁の縦割りとなっている行政の分担、責任の明確化を図ること。）

(2) 病院、社会福祉施設など公共公益施設の集積支援を図ること。

(3) 大店舗と地域の共生協定の導入を図ること。

(4) 地域まちづくりのコンセンサス形成の場（協議会）を位置づけること。

## 3. 中心市街地活性化支援施策の大幅拡充

(1) 中心市街地立地のコスト増に対する支援・税制措置を講ずること。

(2) まちづくり交付金等における「選択と集中」を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月30日

北海道美唄市議会

がん対策の推進強化を求める意見書

がんは1981年以降、わが国の死亡原因の第1位を占め、現在では死亡原因の3割超にまで達しています。そのため、政府においては「対がん10ヵ年総合戦略」を展開し、その第3次総合戦略が昨年度からスタートしたとこ

ろです。

多くのがん患者・家族が、日本のがん医療に不満をもっており、自分の命を救ってくれる医師を探してさまよう患者の姿を例えて“がん難民”とさえ呼ばれているように、病院や地域によって治療成績に大きな格差があるなどの課題が指摘されています。そのため同戦略の中で、がん医療水準の「均てん化」（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差是正を図ること）が打ち出され、がんの罹患率と死亡率の激減をめざしています。

政府は今年5月、厚生労働大臣を本部長とする、がん対策推進本部を設置したところですが、がん医療水準の均てん化のみならず、がん専門医の育成、国民への適切な情報提供など、総合的ながん対策を強力に推進することが求められています。がん死亡率の激減をめざして、早急に下記の項目を実施するよう強く要望いたします。

### 記

1. がん医療水準の均てん化を推進。特に、地域がん診療拠点病院を整備すること。
2. がん治療専門医（特に化学療法、放射線治療の領域）を養成・確保すること。
3. 国民が利用しやすい「がん情報センター」、がん拠点病院等への「がん患者情報室」の設置。
4. 有効性が証明された、がん検診の強力な推進および受診率の向上を図ること。
5. 地域がん登録の普及と精度の向上を図ること。
6. 国内未承認薬の使用促進のための着実な体制を整備すること。

7. センター方式による高度がん治療技術の  
開発と臨床応用。

以上、地方自治法第99条の規定により意見  
書を提出します。

平成17年 9月30日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりであり  
ますので、何とぞ原案のとおりご承認いた  
だきますようお願い申し上げまして、提案の理  
由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書  
案第16号ないし意見書案第24号の以上9件に  
ついては、別にご発言もないようですので、  
原案のとおり決することにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第16号17年産米の需給適  
正化等に関する要望意見書ないし意見書案第2  
4号がん対策の推進強化を求める意見書の以上  
9件は、原案のとおり決定されました。

---

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期  
定例会に付議されました各案件は、全部議了  
いたしました。

これをもって、平成17年第3回美唄市議会  
定例会を閉会いたします。

---

午後2時39分 閉会